

第IV章

計画実現に向けた行動方針1

～都市環境分野～

1 都市環境分野における環境情勢等の状況と体系

(1) 都市環境分野における環境情勢等の状況

産業革命とともに、急速に発達した人と経済の活動は、環境の悪化という問題を顕在化させ、2度の世界大戦などを経て、経済成長とともに、多種多様な環境問題を発生させました。

【昭和30年代以前】

日本の公害は、公害の原点ともいわれる、明治11年の足尾銅山の渡良瀬川汚染から社会問題化し、重化学工業の進展とともに、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息が次々に発生し問題となりました。東京都内では丸の内ビル街のばい煙による空気汚染が問題化し、昭和24年に環境関連法規の先駆けとなる東京都工場公害防止条例が制定されました。

一方、羽村では人口も少なく、農業と製糸工場などの軽工業が中心であったことから大きな環境問題は生じていませんでした。

【昭和30年代から40年代】

国は、環境問題の拡大を受け、昭和42年8月に公害対策基本法を制定すると、公害14法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法など）や悪臭防止法、自然環境保全法、振動規制法などを次々と制定し、公害防止・抑制の法整備を進めました。このような法整備と多様な主体の努力により鉛、カドミウム等の有害物質による代表的な汚染は改善されていきました。

羽村では、昭和30年代後半になると、高度経済成長に伴う建築需要の増大により、多摩川流域の良質な礫層を持つ西多摩地域一帯が砂利採取の対象地域となり、多くの砂利採取跡地に穴が生じることとなりました。これらの砂利採取跡地は廃棄物の最終処分場となってしまう、衛生害虫の大量発生や悪臭、メタンなどの可燃性ガスによる発火などを引き起こし、地域的な環境問題となりました。

昭和40年代には、工業団地への工場進出が始まり、公害の少ない工場誘致を進めました。

【昭和50年代から60年代】

昭和50年代になると、経済の高度成長に伴い、生活様式が資源を大量消費する形に変化し、自動車排出ガスや都市化から生じる公害、廃棄物の量の増大等といった環境問題が中心的課題となり、身近な環境問題としてクローズアップされました。その後、これらの問題に加え、新たに地球温暖化や酸性雨などの地球環境の問題が生じてきました。

羽村の砂利採取跡地への廃棄物の投棄問題は、昭和50年代に周辺住民及び羽村町、瑞穂町の両町は廃棄物の投棄差し止め訴訟を提起し、多くは和解に応じることとなりました。このような問題を受け「第二次長期総合計画」では「美しく魅力あふれる人間都市はむら」を掲げ、新たなまちづくりの方向性を示しました。

【平成以降】

国では、再生資源の利用の促進に関する法律などにより、廃棄物の抑制と循環型社会の形成など廃棄物問題の対策も進められましたが、公害防止から地球環境の保全という環境問題の変化を受け、平成5年に公害対策基本法に代わる、環境基本法が制定されました。これを受けて平成6年に最初の環境基本計画が策定され、包括的な環境問題への対応が進められました。

市では、平成2年に「羽村町美しいまちづくり基本条例」を制定し、物心両面にわたる美しいまちづくりを行う姿勢を明確にし、市民、事業者、市が一体となった取り組みを開始しました。

平成3年11月には市制を施行したことに伴い、公害関係事務が市に委任されたことを受け、市民の健康と安全を守ることを最重点として環境保全施策の一層強化を図り、環境保全施策の推進

や市民・事業者等との協働により、市内の大気汚染や水質汚濁は全般的に改善することができました。しかし、近年の生活様式の多様化によって、日常生活などにおける騒音、増加する廃棄物など、都市・生活型の環境問題や地球温暖化など地球環境での問題など、問題が複雑・多様化してきたことを受け、羽村市リサイクルセンターの設置と羽村市一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の減量と一層の資源化を図るとともに、平成13年には第1次計画の策定と環境基本条例の制定により、環境問題の包括的かつ総合的な対策を推進しています。

また、近年では、科学技術の発達等に伴い、電磁波やPM2.5など新たな環境問題となりうる要素をもつ事象も生じてきており、科学的知見の集積、地域環境の監視などの対応が求められています。

(2) 都市環境分野の行動方針体系

地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針 1	良好な地域環境の保全
方針 2	地域環境における新たな問題への対応

生活環境

自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。

方針 1	ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止
方針 2	安全で快適な環境を損なう行為の防止
方針 3	愛護動物の適正飼養
方針 4	自然と調和した良好なまちなみの形成
方針 5	みどりによる災害対策

循環型社会

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

方針 1	3R の推進
方針 2	ごみの適正処理
方針 3	グリーン購入の推進

2 都市環境分野の行動方針

2-1 地域環境保全

方針 1 良好な地域環境の保全

(1) 良好な地域環境の保全に関する状況

良好な地域環境の保全とは、いわゆる「典型 7 公害」を防止することをいうものですが、大気汚染防止法などの公害防止に関する法規、東京都環境確保条例、市の公害防止に関する条例等（以下「関連法令等」といいます。）に基づく監視・指導、公害の少ない工場誘致など、地域環境を保全する対策を、市民等・事業者等・市の協働により講じることで、良好な地域環境を保全することができています。

① 大気汚染の状況（大気汚染防止法等）

市内の大気環境について、市の調査では、大気中の二酸化窒素(NO_2)、二酸化硫黄(SO_2)、浮遊粒子状物質 (SPM) とともに環境基準値の超過はなく、浮遊粒子状物質の平均濃度（東京都測定結果）についても減少傾向となっており、市内の大気環境における全体の概況としては、良好であるといえます。

しかし、光化学スモッグや酸性雨については、現在でも発生しています。

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)が太陽光を受け生成された光化学オキシダント(Ox)により発生します。Oxの生成要因であるVOCの市内における使用量は減少傾向にあるものの、都内全域において環境基準は達成できていません。

また、 SO_2 や窒素酸化物(NO_x)などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる酸性雨の発生回数としては、毎月 2 回の測定のうち 5 回に 1 回程度の割合（平成 24 年度測定結果）となっています。

* 揮発性有機化合物 (VOC) とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質があります。身近なところでは、ガソリン、灯油などの燃料、塗料などに含まれています。

② 悪臭の状況（悪臭防止法等）

市内における悪臭発生源は、焼却、飲食物の調理、汚水、ペットの排泄物、化学物質使用臭気などがあり、年間数件の相談がありますが、関連法令等における基準値を超過している事例はありません。

③ 公共用水域及び地下水の水質状況（水質汚濁防止法）

市内の公共用水域への生活排水などによる汚染を監視するために行っている、環境基



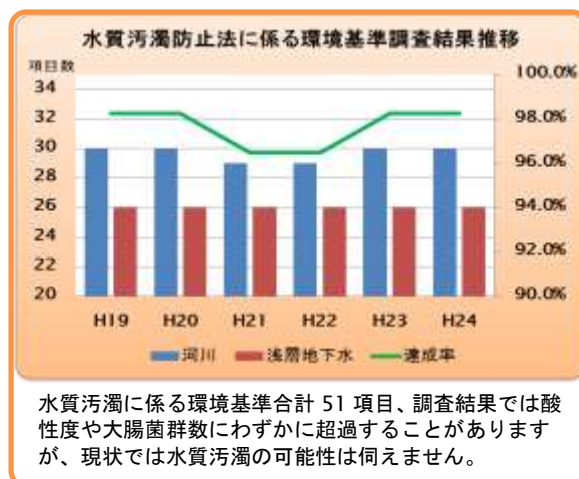
準に基づく多摩川の上流端、中流域、下流端の水質調査では、生物化学的酸素要求量（BOD）等の値は環境基準を達成しており、水生生物などの生息状況（生物相）から判定される生物学的水質判定でも、きれいな水域となっています。

また、工場や生活排水による地下水の水質汚染を監視するために行っている、浅層の地下水の水質調査においても、環境基準を超過したことはありません。

一方、まれに生活排水などに起因する汚水の事故流出などがあります。

こうした事故流出汚水が雨水管を通じて多摩川に流入する可能性があり、地域環境問題となるような汚染にはならずとも、水生生物が被害を受ける可能性があります。

* 生物化学的酸素要求量は、水中の有機物を微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量のことで、この数値が大きいと水は有機物で汚染されていると考えられ、河川の汚濁指標として用いられています。



④ 土壌汚染の状況（土壌汚染対策法等）

市内において、土壌汚染が発生する可能性のあるものは、有害化学物質の漏出や大量に農薬を使用した場合などがあります。

一方、工場等を廃止する際の土壌汚染調査において有害化学物質が検出されることがまれにあり、除去や清浄土入れ替えなどの対策を行う事例もあります。農地においては、有害化学物質が検出された事例は現在までありません。

有害化学物質の大量の漏出があった場合、土壌から浅層の地下水に流入する恐れがあるため、浅層の地下水の水質調査を行っていますが、環境基準を超過したことは現在までありません。

⑤ 騒音と振動の状況（騒音規制法・振動規制法）

市内において、騒音となる可能性のあるものは、道路交通、航空機、工場・事業場、建設作業、鉄道、小売店舗などの営業、拡声器、日常生活があります。

振動となる可能性のあるものは、道路交通、工場・事業場、建設作業、鉄道、日常生活などがあります。

市では、道路交通騒音・振動を調査していますが、主な幹線道路のうち、騒音が市役所前及び水道事務所前の調査地点においては環境基準を超過しています。一般的な環境基準超過要因としては、交通量（特に大型車の混入率）、渋滞、走行速度などが考えられます。

航空機騒音は、市内 2 地点（市役所及びスポーツセンター屋上）において通年測定していますが、環境基準の超過はありません。

しかし、横田基地の軍用機による基地駐機中のエンジン音、離着陸訓練、低高度飛行な



どは、生活している市民にとって「うるさい」と感じる要因となっています。

建設作業による騒音・振動は、建設機械の性能向上や工法の改善により、年々低減されてきていて、市内における建設作業において、騒音・振動とも関連法規等による基準値を超過する事例は少なく、市の指導によって基準値が達成されなかった事例はありません。

しかし、建設作業の騒音・振動そのものが大きなものであることから、短期間とはいえ、日常生活において負担であると感じる要因となっています。

一般環境騒音は、人の健康や日常生活などの生活環境を保全するために必要な、一般的な騒音のレベルを測るものですが、市の調査では、環境基準値を超過する地点がわずかにあります。主な環境基準値の超過要因は、自動車の走行が挙げられます。

近年では、工場等の産業型の騒音・振動苦情は減少していますが、生活の多様化などの要因による日常生活の騒音の苦情が増加傾向にあります。

⑥ 地盤沈下に関する状況（東京都環境確保条例等）

市内においては、現在まで地盤沈下の被害は報告されていません。

また、市内では、東京 23 区などで発生した地盤沈下の主な原因のような、産業用の地下水の過剰揚水もされてなく、近年では地下水揚水量も減少傾向にあります。

一方で、市民等からは、砂利採取跡地の地盤沈下の懸念から、これらの跡地の監視要望があります。

⑦ 有害化学物質に関する状況

（化学物質排出把握管理促進法等）

化学物質は日常生活の中にも多く存在していて、産業・医療・食品・被服用など様々な目的で使用されています。

市内においても、化学物質は、工場を中心として使用されていますが、環境や生物にとって非常に負荷の高い有害な化学物質は厳重かつ適正に管理され、使用量についても近年は大きく減少しています。



良好な地域環境の保全の進捗					
管理指標	項目	19 年度値	現状(24 年度値)	計画の達成度合い	備考
	① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	大気汚染環境基準
	② 悪臭	100%	100%	100%	悪臭規制基準
	③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	水質汚濁環境基準
	④ 土壌汚染	100%	100%	100%	ダイオキシン・地下水環境基準
	⑤ 騒音・振動	85.7%	82.1%	90.0%	騒音・振動基準
	⑥ 地盤沈下	27,026 m ³	24,754m ³	26,500 m ³	地下水揚水量
	⑦ 有害化学物質	2.01t/日	0.92t/日	0.74t/日	大気排出量

①大気汚染環境基準 5 項目、②は規制基準、③は水質汚濁環境基準 57 項目、④はダイオキシン・浅層地下水環境基準 5 項目、⑤は一般環境騒音環境基準値、⑥は市域の地下水揚水量、⑦は東京都環境確保条例における適正管理化学物質の環境への排出量とし、達成度合いは①から⑤は基準達成率を、⑥は現状までの状況を勘案し平均値、⑦は代替物質等を勘案し年平均▲2%を基準とします

(2) 環境行動指針

人が安心して健康な生活をするためだけでなく、すべての生物が生存していくためには、地域環境の悪化を防止していく必要があります。

このため、市民等・事業者等・市は関係法規等を遵守し、次に掲げることを推進し、環境基準等を達成していないものは、達成を目指し、相互に連携・協力して、良好な地域環境を保全していきます。

- ① 日常生活の騒音などの地域の環境の問題は、完全になくすることができるものではないことを認識し、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって行動します。
- ② 地域の環境の問題の発生を防止・抑制し、より環境負荷の低いものに替えていくことに努めます。
- ③ 自らが汚染や事故の原因となったときは、自己の責任において除去し、改善します。
- ④ 国、東京都、他自治体などの多様な主体と広域的に連携して、地域環境の向上に努めます。

各主体の主な環境行動

市民等	☆お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって行動します ☆環境に配慮した物品の購入・使用に努めます ☆関係法規等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります ☆事業者等や市などの多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます
事業者等	☆お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって事業活動を行います ☆環境に配慮した物品の製造・購入・使用に努めます ☆関係法規等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります ☆市民等や市などの多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます
市	☆環境に配慮した物品の購入・使用を自ら行うとともに、普及啓発に努めます ☆関係法規等の遵守の普及啓発を推進するとともに、監視に努めます ☆市民等や事業者等の多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます



道路交通騒音調査と地下水調査の様子

方針 2 地域環境における新たな問題への対応

(1) 地域環境における新たな問題への対応に関する状況

地域環境における新たな問題とは、人や動植物などの多くの生物に広く影響を与える環境問題を指します。

市内の地域環境における新たな問題には、電磁波、光害、放射性物質、PM2.5などがありますが、いずれも生物への被害が顕在化するような事態にはなっていません。

① 電磁波

電磁波とは、電界と磁界が交互に発生する空間（電磁界）を伝わっていく波のことで、電磁界は電流が流れている電線などのまわりに発生する電界と磁界が組み合わされたものをいい、パソコン、送電線のほか、無線（携帯電話、無線基地局）などが発生源となっています。

人への影響としては、体内に植え込んで使用する心臓ペースメーカー等の誤作動のほか、きわめて強い高周波によって体温が上がったり、きわめて強い低周波によって神経や筋肉を刺激するものがありますが、いずれも短期間に強力な電磁波を浴びた場合によります。

日本では、国際非電離放射線防護委員会のガイドラインよりも厳しい基準を設けて対策を進めています。環境省や経済産業省の現在の見解では、高レベルの磁界への短期的ばく露については、国際非電離放射線防護委員会のガイドラインを採用する等法令面を含めた適切な対応を行なうべきとしています。長期的ばく露については、因果関係の証拠が弱く、居住環境における電磁界については、人の健康に有害な影響があるという確たる証拠は認められないとしています。

市内には、送電線や無線基地局などが存在していますが、今のところ高レベルの磁界は公共の空間では発生しておらず、生物への被害報告はありません。

② 光害

光害とは、屋外照明による周辺環境への影響のことで、屋外照明は防犯対策など、都市機能にはなくてはならないものですが、過剰な商業・公共・家庭での屋外照明は、生活環境や生態系などへ高い負荷を与えるとともに、夜空を明るくし星を見えにくくしています。

光害はイネの出穂遅延など明確な影響のあるものもありますが、人を含む動植物や生態系への影響は、現在ははっきりしていません。

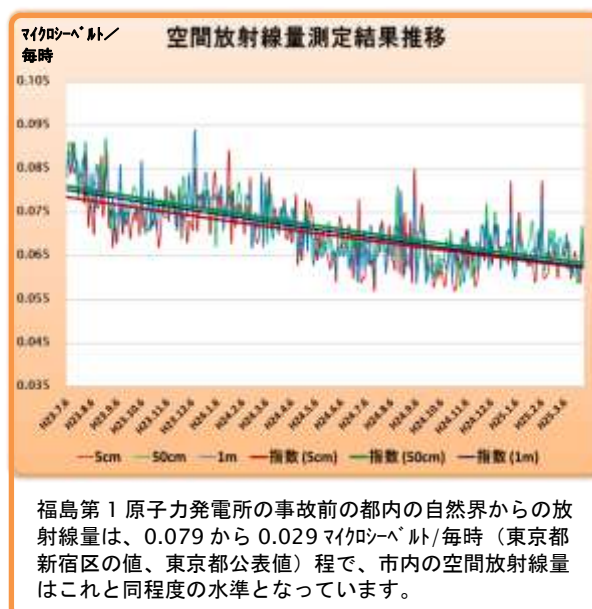
市内には、都市化に伴い多くの屋外照明がありますが、国の「光害対策ガイドライン」などによる下方照明や省エネルギー対策などによる消灯などにより、対応が進められています。

③ 放射性物質

市では、福島第1原子力発電所の事故により拡散した、放射性物質の影響を調べるため、大気空間中の放射線量を調査していますが、自然界に存在する通常の放射線量程度であると考えられる推移となっていて、国、都、市の基準値のいずれも超過していません。

また、放射線量が局所的に高い部分（いわゆるホットスポット）についても、現在は基準値を超過する事例は確認されていません。

その他、市内における放射性物質の取扱いは、医療機関におけるレントゲンなどがありますが、法令によって厳重に管理されています。



④ PM2.5

PM2.5とは、粒径2.5μm（2.5mmの千分の1）以下の微小粒子状物質のことで、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。

市内の主な発生源としては、ボイラー・焼却炉などのばい煙発生施設、コークス炉、自動車、航空機等の人為起源のもののほか、土壌や黄砂などの自然起源のものがあります。

ばい煙発生施設規制や自動車排出ガス規制等により、都内のPM2.5の年平均濃度は減少傾向となっています。

地域環境における新たな問題への対応の進捗					
管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	① 電磁波	100%	100%	100%	電波防護指針
	② 光害	100%	100%	100%	光害ガイドライン
	③ 放射性物質	—	100%	100%	
	④ PM2.5	—	100%	100%	環境基準

①は電波防護指針による基準、②は光害対策ガイドラインの基準、③は羽村市放射線量の高い箇所の除染マニュアルによる除染対象となる基準（毎時0.23マイクロヘルツ）、④は環境基準（値は東京都一般環境大気測定局青梅市東青梅局と福生市本町局における各測定値の平均値）とします

(2) 環境行動指針

新たな地域環境問題は、多くの生物に地域的な広い被害を与える環境の問題として顕在化までには至っていないものの、生物への影響が少なからずあるものです。

市民等・事業者等・市は、良好な地域環境を保全するため、最新の科学的知見の収集、測定結果などによるデータの集積と関連情報の収集に努めるとともに、国際的ガイドライン、国及び都のガイドラインに沿って、人を含むすべての生物へ被害が生じないように努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆積極的に環境に配慮した物品の購入・使用に努めます ☆関係法規等や国、都、市のガイドラインを遵守するとともに、地域の環境を見守ります ☆正確な情報の取得と発信に努めます
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆積極的に環境に配慮した物品の製造・購入・使用に努めます ☆関係法規等や国、都、市のガイドラインを遵守するとともに、地域の環境を見守ります ☆正確な情報の取得と発信に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆環境に配慮した物品の購入・使用を自ら行うとともに、普及啓発に努めます ☆関係法規等やガイドライン遵守の普及啓発に努めるとともに、監視を行います

2-2 生活環境

方針 1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

(1) ごみの不法投棄及びポイ捨て防止に関する状況

市内におけるごみの不法投棄に関しては、東京都や警察と清掃事業者も協力して対策を進めており、事件性を伴うような大規模な不法投棄は起きていません。

一方で、ごみのポイ捨ては、市内全域において散見されますが、特に羽村駅・小作駅ロータリー周辺、河川敷、道路、橋詰め、鉄道用地内、樹林地、公園、あき地に見受けられとともに、市外から市内を利用・通過する人や滞在する人によるポイ捨てなどが多く見受けられる状況です。

市では、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」(以下「ポイ捨て禁止等条例」といいます。)を平成24年3月に制定し、罰則化、市内各所への路面標示・看板の設置、パトロールの実施、事業者や市民との協働キャンペーンなどの対策を進めていて、美化運動の推進と併せ、ごみのポイ捨て量調査では、一定の減少成果が見られます。



ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止の進捗

管理指標	19年度値	現状 (24年度値)	計画の達成度合い	備考
	—	15,695 件	12,556 件	ポイ捨て量調査数

市のポイ捨て量調査結果について、達成度合いは年平均▲2%を基準とします

(2) 環境行動指針

ごみの不法投棄やポイ捨てをなくすためには、各人のモラルの向上とポイ捨て・不法投棄されない生活環境づくりが欠かせません。

このため、市民等・事業者等・市は連携・協力して、ポイ捨て禁止等条例の認知度の向上を図るとともに、マナーアップ活動、防止活動、清掃活動に努めます。

各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆法令・ポイ捨て禁止等条例を遵守します ☆地域の人と協力して、ポイ捨てなどがされない環境づくりに努めます
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆法令・ポイ捨て禁止等条例を遵守します ☆市民等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます ☆事業所等と、その周囲についてポイ捨てなどがされない環境づくりに努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆法令・ポイ捨て禁止等条例の普及に努めるとともに、適正に運用します ☆市民等や事業者等、近隣自治体等と連携・協力して啓発・防止・清掃活動を推進します

方針 2 安全で快適な環境を損なう行為の防止

(1) 安全で快適な環境を損なう行為の防止に関する状況

市内における、安全で快適な環境を損なう行為の主なものには、路上や多くの人が利用する屋外の場所でのたばこの喫煙、飼い犬のふんの放置、捨て看板の設置、迷惑駐車、放置自転車、所有地の不適正な使用、青少年の健全な育成にそぐわないビラの貼付けなどがあります。

市では、平成 2 年 3 月に「羽村市美しいまちづくり基本条例」を制定し、所有地の適正管理、清浄な風俗環境を阻害する行為の制限など、安全で快適な環境を損なう行為の対策をすすめ、平成 3 年 3 月には「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」、平成 15 年 12 月には「羽村市捨て看板防止条例」、平成 24 年 3 月には「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を制定し、自転車等の放置、捨て看板の設置、飼い犬のふんの放置、路上喫煙禁止地区における路上喫煙を規制するとともに、撤去等の施策を実施しています。これらの一層の対策の推進により、安全で快適な環境を損なう行為は、いずれも改善されてきています。

しかし、市外から市内を利用・通過・滞在する人によるこれらの行為などは、依然として見受けられる状況です。

安全で快適な環境を損なう行為の防止の進捗					
	項目	19 年度値	現状(24 年度値)	計画の達成度合い	備 考
管理指標	① 捨て看板	19.7 件/日	13.1 件/日	10.5 件/日	捨て看板除去件数
	② 放置自転車	2,739 件	1,755 件	1,400 件	放置自転車撤去件数
	③ 路上喫煙・飼い犬のふん	—	3.7 件/日	2.3 件/日	指導件数
①は 1 日当たりの捨て看板の除去件数、②は放置自転車の年間撤去件数、③は 1 日当たりの路上喫煙・飼い犬のふんの放置に係る指導件数とし、達成度合いは、現状までの状況を勘案し①年平均▲2%、②年平均▲2%、③年平均▲4%を基準とします					

(2) 環境行動指針

安全で快適な環境を損なう行為は、各人のモラルの向上なくして、解決するものではありません。

このため、市民等・事業者等・市は、所有地の適正管理、清浄な風俗環境を阻害する行為の防止、自転車や原動機付自転車の放置の防止、捨て看板の設置の防止、飼い犬のふんの放置の防止、路上喫煙禁止地区における路上喫煙の防止対策を推進するとともに、連携・協力して幅広い啓発活動を実施し、安全で快適な環境の確保を図ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆法令、都・市の条例を遵守します ☆事業者等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます
事業者等	☆法令、都・市の条例を遵守します ☆市民等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます
市	☆関係する法令、都・市の条例の普及に努め、適正な運用を推進します ☆市民等や事業者等、近隣自治体等と連携・協力して啓発・防止・清掃活動を推進します

方針 3 愛護動物の適正飼養

(1) 愛護動物の適正飼養に関する状況

愛護動物とは、人の飼っているペット（牛、馬、豚、羊、犬、猫、いえうさぎ、鳥などの哺乳類、鳥類、爬虫類）のことをいいます。

平成 22 年の内閣府による動物愛護に関する世論調査では、次のようなことが伺えます。

ペットの飼養が好きな人の割合は上昇傾向、ペットを実際に飼養する人はおおむね横ばい、迷惑に感じることは「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」「猫がやって来てふん尿をしていく」が上位、愛護動物の名札表示などは犬・猫ともにしていない人が多数であり猫は犬の倍以上、動物の愛護及び管理に関する法律の認知度は低い状況となっています。愛護動物の適正な飼養の推進のために、国や地方公共団体が取り組むべきことについては「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」「テレビ・新聞・ポスターなどでペットの愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」「ペットの愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」が上位となっています。

市内において、愛護動物の苦情・相談が多いものは、飼い犬のふんの放置や公園で引き綱を外すなどの飼い主のマナーに関するものが最も多く、次いで猫の外飼いによるふん尿被害や犬の鳴き声などの愛護動物のしつけに関するものが多い状況ですが、飼い主のいない猫に関する「不適正なエサやり」や「ふん尿被害」などの相談・要望も寄せられています。

愛護動物の適正飼養の進捗				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
		—	76.2%	90.0%
苦情・相談による不適正飼養件数の改善割合とし、達成度合いは適正指導強化によって 90%を基準とします				

(2) 環境行動指針

愛護動物の適正飼養のためには、法規等の認知度の向上と飼い主等のモラルとマナーの向上が欠かせません。

市民等・事業者等・市は、連携・協力して啓発活動を推進し、相互に支援しあって不適正な飼養を防止するとともに、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって適正な飼養を行う環境づくりに努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆法令、都・市の条例を遵守します ☆飼養者と非飼養者は、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって適正な飼養を進めるとともに、地域において適正な飼養を行う環境づくりに努めます
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆法令、都・市の条例を遵守します ☆販売に際しては、飼養者の責任と負担を、必ず明確に説明します
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆関係する法令、都・市の条例の普及を図るとともに、適正に運用します ☆市民等や事業者等との協働・相互支援によって、飼い主のいない猫の対策を推進します ☆市民等や事業者等、都や近隣自治体等と連携・協力して啓発活動を推進します

方針 4 自然と調和した良好なまちなみの形成

(1) 自然と調和した良好なまちなみの形成における状況

羽村市は、これまで職住近接の都市として良好な都市環境を維持し、公害の少ない、みどり豊かな自然と調和した都市として発展してきました。

市の総面積は 991ha で、市街化区域は、全体の 82.1%にあたる 814ha が指定されています。

また、用途地域は、住居系地域が市街化区域の 69.6%、商業系地域が 5.7%、工業系地域が 24.7%の割合となっており、市街化区域の 4 分の 1 を占める工業系の用途地域内に、2 つの工業団地が形成されています。このような市特有の都市構造を生かし、地域の経済活力を維持向上させつつ、快適な生活空間と自然が調和したまちなみを確保していくためには、それぞれの地区の特性を生かした土地利用の誘導が必要です。

自然と調和した良好なまちなみの形成の進捗				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
	5,578.92m ²	26,360.28m ²	47,448.50 m ²	宅地開発等指導要綱による緑化面積
平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱による緑化面積累計値とし、達成度合いは現状までの状況を勘案して年平均 8%を基準とします				

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、「羽村市都市計画マスタープラン」や「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」などに基づいて、計画的に自然と調和したまちなみを形成する土地利用を進め、環境負荷を調節する自然環境の機能を向上させていきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆羽村市都市計画マスタープランに基づいた、土地利用を推進します ☆土地の取得、家屋の新築・改修の際には、生態系に配慮した緑化に努めます
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆羽村市都市計画マスタープランに基づいた、土地利用を推進します ☆羽村市宅地開発等指導要綱に基づいた、緑化基準を遵守するとともに、生態系に配慮した緑化に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆羽村市都市計画マスタープランや羽村市宅地開発等指導要綱などに沿って、地区の特性にあった土地利用を誘導します ☆市民等や事業者等と連携・協力して、生態系に配慮した質の高い緑化を推進し、環境負荷を調節する自然環境の機能の向上を図ります ☆生け垣などの緑化助成制度等により、自然と調和したまちなみの形成を推進します

方針 5 みどりによる災害対策

(1) みどりによる災害対策に関する状況

近年の災害は都市化の進展などにより、都市型災害など、多様な形態の災害が生じているとともに、阪神・淡路、新潟県中越沖地震などは住宅や建築物をはじめ、道路、鉄道等の都市施設、電気、ガス、水道、通信等のライフラインに大きな被害を与え、近代都市の脆弱性が浮き彫りになりました。

都市部における農地や樹林地などの緑地、道路の街路樹は、災害時の被害軽減、延焼防止機能、避難場所など多様な災害対策機能を有しており、都市型災害の被害を軽減する効果が期待されています。

市内においても、都市化など多面的な要因による農地や樹林地などの緑地の減少が見られることから、災害を軽減する緩衝緑地としての、みどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要があります。

みどりによる災害対策の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		—	729.13m ²	692.67 m ²
1辺が30m以上連続し、かつまとまりのある樹木・樹林地を緩衝緑地帯と定義し、その面積について、年平均▲0.5%を基準とします				

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は連携・協力し、災害時の被害軽減、延焼防止機能、避難場所にもなる緩衝緑地を保全するとともに、都市空間の確保、災害に強いなどのみどりの質の向上、定量的な把握と監視を行い、緑地等が効率的に機能を発揮し得るような、みどりのネットワークの形成を図ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆土地の譲渡、取得、家屋の新築・改修の際には、生態系に配慮するとともに、延焼防止効果が高い等の災害に強い、質の高い緑化に努めます ☆緩衝緑地としての機能を認識し、事業者等や市と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆まとまりのあるみどりのある場所を開発するときは、関連法規を遵守し、羽村市宅地開発等指導要綱に基づいた緑化基準を遵守するとともに、生態系へ配慮された緑化や延焼防止効果が高い等の災害に強い緑化など、質のある緑化を進めます ☆緩衝緑地としての機能を認識し、市民等や市と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆市民等・事業者等と連携・協力して、生態系に配慮された緑化や延焼防止効果の高い等の災害に強い緑化を進めます ☆生け垣等設置助成など、緑化の支援制度により、災害対策となる緑化を進めます ☆市民等や事業者等と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します

2-3 循環型社会

方針1 3Rの推進

(1) 3Rの推進に関する状況

3R(スリーアール)とは

- ☆Reduce (リデュース)
- ☆Reuse (リユース)
- ☆Recycle (リサイクル)

の3つのRを表しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けてきた日本は、廃棄物の最終処分場のひっ迫などの環境制約、将来的な鉱物資源の枯渇に対する懸念などの資源制約といった問題に直面しています。今後、日本が持続的な発展を続けていくためには、経済活動への過大な制約となりかねない状況にあり、廃棄物・リサイクル問題は喫緊の対応が必要となっている状況です。このことを、新たな経済成長の要因として前向きにとらえ、環境と経済が両立した新たな循環型経済システムを構築することが求められています。

国においては、廃棄物・リサイクル関係法令(循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法等)を整備し3Rの推進を図るとともに、法規制対象外の品目・業種においてもリサイクルガイドラインにより、産業活動における自主的取り組みを求めています。

市では、一般廃棄物の戸別収集・一部有料化、事業系ごみの廃棄物処理手数料の改正などの排出抑制を推進するとともに、粗大ごみのリユース事業の展開、分別品目の見直しなどにより資源化を総合的に推進し、ごみの排出量、最終処分場埋立搬入量とも抑制することができており、総資源化率についても、高いレベルを維持しています。



3R キャンペーンマーク
(3R 推進協議会より引用)



3Rの推進の進捗

管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	①	ごみ排出量	784g/人・日	701g/人・日	608g/人・日
②	総資源化率	33.0%	37.7%	38.4%	

ごみの排出量は1人が1日あたりに排出する資源を含むごみの量
達成度合いは、羽村市一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、①は608g/人・日、②は38.4%を基準とします

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して3Rを推進するとともに、レアメタルの資源化や分別精度の向上を検討します。

☆リデュースを促進するため、製品の製造、流通、使用などに係る省資源・長寿命化を図り、資源利用効率を高め、リユース・リサイクル出来ない製品や部品の抑制を推進します。

☆リユースを促進するため、一度使用された製品の再使用又は再生可能な部品の再生使用による製品（リユース製品・リビルド製品）の販売・購入を推進します。

☆リサイクルを促進するため、一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物の回収量及び分別精度の向上などにより再資源化率を高め、マテリアルリサイクル（原材料としての利用）を推進するとともに、未利用・廃棄されているエネルギーのサーマルリサイクルを推進します。

各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆製品をなるべく長く使います ☆3Rを推進する物品の使用と購入に努めます ☆循環資源が分別回収されるよう協力します
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆3Rを主体的に進め、分別を徹底し、ごみの抑制と資源化に努めます ☆3Rに配慮した製品の製造に努めます ☆レアメタルの自主回収をすすめます ☆市民等や市と連携・協力して、3Rの普及に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の促進を図ります ☆分別方法の研究を行います ☆リユース促進の研究を行います ☆市民等や事業者等と連携・協力して、3Rの普及を図ります



レアメタルの使用例

資源エネルギー庁資源課（平成21年7月）
レアメタル確保戦略の概要より出典

方針 2 ごみの適正処理

(1) ごみの適正処理に関する状況

現代社会は、科学技術の発達により、様々な化学物質や金属等が用いられた製品が普及していますが、これらの製品を廃棄する場合は、適正に処理を行わなければ、大気・土壌・水質などを汚染する恐れがあるとともに、これらの製品に用いられている化学物質や金属等は、有限の資源であり、希少な物質であるものも多くあります。

また、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬を行うためには、各自治体において許可を受けることが必要ですが、適正な処理がされずに不法投棄、大気・土壌・水質などの汚染、リユース・リサイクルの阻害となっている事例も生じています。

市内においては、今のところ、大規模な不法投棄などのごみの不適正な処理事例はありませんが、資源物の持ち去りや、一般廃棄物運搬許可を受けずに収集運搬する事業者等による不適正な収集運搬が行われる可能性が考えられます。

ごみの適正処理の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	—	100%	100%	

不法投棄（被害性が高く、事件性のある規模のもの）、一般廃棄物無許可収集運搬、資源持ち去りの苦情等による事案の改善割合について、達成度合いは100%を基準とします

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して自ら分別を徹底し資源化を高めるとともに、ごみの適正な排出と処理を徹底し、不適正な収集運搬・最終処分を防止します。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆自ら分別を徹底し、適正な排出に努めます ☆廃棄物・資源物は、安易な収集運搬を頼まず、市の「資源リサイクルマニュアル」に従って排出します
事業者等	☆自ら分別を徹底し、事業者の責任において適正な処理を行います ☆優良処理業者への排出に努めます
市	☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）と羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年12月条例第43号）の適正な運用を推進します ☆不適正な一般廃棄物の収集運搬の防止に努めます

方針3 グリーン購入の推進

(1) グリーン購入の推進に関する状況

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、購入者自身の消費生活を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

グリーン購入は、1980年代から自治体等による再生紙や低公害車の購入活動を契機として、エコマーク事業や1996年のGPN（グリーン購入ネットワーク）設立を経て、全国的なグリーン購入活動に波及しました。2000年にはグリーン購入法が成立し、取り組みの強化・拡大が求められています。

今後は、取組対象分野の拡大（特にサービス分野）、購入基準のレベルアップ、中小企業などへの取り組みの拡大、購買行動の促進を進め、より一層の資源循環の推進が求められています。



環境省 平成14年度「環境にやさしい企業行動調査」より

グリーン購入の推進の進捗

管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
① 市民・事業者	① 市民・事業者	—	—	50%	アンケート結果
	② 総資源化率	—	—	95%	グリーン調達率

市民・事業者については、アンケート結果について、達成度合いは取り組み率 50%を基準とし、市のグリーン調達率は市の調達基準に基づいた調達率について、達成度合いは統合実行計画との整合を図り 95%を基準とします

(2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して古紙含有量の多い再生紙や再生プラスチック含有量の多い製品など、より環境への負荷を低減する、レベルの高いグリーン購入を促進するとともに、事業者等は、環境への負荷が極力少なく、消費者が購入しやすいグリーン購入製品の開発と供給に努めます。

各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> ☆自らグリーン購入について知るとともに、積極的な購入に努めます ☆事業者等や市と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ☆自ら積極的なグリーン購入に努めるとともに、従業員にもグリーン購入を推進します ☆グリーン購入法に適合する製品の製造・販売に努めます ☆市民等や市と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます
市	<ul style="list-style-type: none"> ☆積極的なグリーン購入を推進します ☆市民等や事業者と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます